



第十六卷 第二號

(通卷第六十二號)

昭和六年四月發行

研 究

中 世 産 銅 史 考

小 葉 田 淳

一、緒 言

王朝時代に於ける周防長門以下諸國産銅の状態は、特に鑄錢の問題に關聯して、比較的によく解し得らるゝのである。天長承和以來、之等主産地の銅産が減少の勢を示し、其後發掘せられた備前・備中・豊前・長門等の銅山も亦、中央政府の地方統制權の衰ふと同時に、其組織的管理の方法を失ひ、漸時衰退の途を辿つたものゝ多きは、已むを得ない事であつた。而して王朝以後、近世初期に於ける劃期的諸種の鑛山發掘に至る期間の産銅の事實に就いては、唯數個の銅山の名稱を聞く程度を多く出ないやうである。即ち元龜・天正以前に於ける銅山として知らるゝものは、攝津國能勢銅山・康平年間

越前國面谷銅山、弘安年間石見國笹ヶ谷銅山、應永年間備中國吉岡銅山、永享年間石見國銅ヶ丸銅山等の發掘並に採銅等是である。事實、中世に於いては、銅山の興廢、乃至は産銅の事情を徵すべき史料は求むるに極めて困難のやうであり、此事は同時に此期の産銅の概して活潑ならざりし事を暗示するものゝ如く考へられるのであるが、尠くとも足利時代の對明貿易に於て銅の占むる位置から見れば、當時其産出状態の甚だ興盛なりし事に想到せしめるのである。近世初期に於ける諸種の鑛山發掘は、劃期的のものであつたが、此時期に承繼せらるべき中世の産銅の状態を見んとするのが、本論の目的であるが、徵すべき史料乏しく、甚だ不充分なのは已むを得ない。

## 二、諸國銅山

貞觀元慶の頃に至る銅の主産地は周防・長門之を占め、山城國岡田銅の如き元慶五年六月には採掘を中止してゐる。之等主産地の産銅が天長承和以來、減少の勢を示すと共に、政府は新なる銅山の發掘に努力した。即ち貞觀十二年二月、備中・備後兩國をして鑄錢料銅を採進せしめ、元慶元年閏二月、伴宿禰吉備麻呂、美作國真島郡加夫良和利山、大庭郡比智奈井山、備前國津高郡佐々山に銅を得て美作國より銅大十兩、備前國より銅大二斤九兩を採進し、勅して内匠允上布勢安峰を遣はし、國宰と共に地を監し檢校して採掘せしめられ、又同二年三月には太宰府に勅し、豊前國規矩郡の僭夫百人を發して郡中の銅を採らしめ、仁和元年三月長門國に勅して銅手一人掘穴手一人を豊後國採銅使の許

に送らしめ、豊後國民の採銅に習熟せざるを以て助けしめられた。又元慶五年三月には、上陽侯永岑上言して、石見國美濃郡都茂郷丸山に産銅あることを、銅工膳伴案麿、眞髮部廣世等の注進により知つて、其石を採り鼓鑄せしめたるに果して、眞銅を得たることを告げたので、勅して木工少屬紀眞房、史生上眞髮部安雄等をして檢察せしめられた。斯くて採銅努力の結果は、特に長門備中に於ける産額を増加したりと見え、延喜式には毎年の採送額は備中銅八百斤、長門は二千五百十六斤餘と規定せられた。

律令政治の主旨は、官採後の銅鐵は、百姓等の私採を禁じ、而して官採は採銅所を設けて、之を營行したのであつて、以上の諸銅山は主として之によつて採掘せられたやうであつて、私採は勿論禁止さるべきものであつた。平安朝中期以後、政府の威權は漸く衰へ、司吏の綱紀は弛緩し、採銅額に應じ支給さるべき料物も闕如し、一方私採の風生ずると共に、採銅所は其實を失ひ、收公の銅料は甚だしく減少するに至つた。延喜式以後の諸國の年料銅の状態を見るに、長門國に於ては、承平六年以來、國弊民衰、不堪佃田異損多くして、採銅料物に充つべき徵納の租稅甚だ尠く、此歲は式規定量の銅及鉛を收めたが、天慶元年以後の年料は彌々困難を極め、遂に年料額一萬七千餘石は勘濟せず、従つて、年料銅鉛の納濟を不可能ならしめ、次いで藤原純友の亂に鑄錢司の燒亡し、鑄錢業中止となり、將又官營銅山も廢止せらるゝことになつた。採銅所の銅料は、主として鑄錢司に支給せられたの

であつたが、斯くて、一般採銅所、鑄錢司の事實上廢絶が相續いて行はれた。而して、是は元來、中央政府に收公せらるゝ産銅に關しての問題であるから、此事は直ちに長門以下に於ける産銅の消盡を意味するものでない。されど、政府の管理を離れた銅山に於ては、其組織的經營法と豊富なる資本とを失ひ、地方權貴等の私採に委ねられたのであるから、銅産の自然的衰退に加へて、一層是を荒廢せしめたものと思はれるのである。

政府の銅料需要は第一鑄錢料として、あつたが、天德以後其事は不必要となつたとはいへ、諸銅山が廢絶若しくは乖離した爲めに、官の大社大寺、以下其調度の資としての銅料に至る迄、恐らく闕如を告げたらうことは察するに難くない。延久二年使を備前に遣して、銅金青を尋ねしめられたのも、是が爲めであらう。是より先長曆元年四月攝津國能勢より銅を貢し、其上分を七社に奉幣せられた。此能勢の銅山には、採銅所を置かれ、後壬生官務家領となつた事は、次項に述べる如くであつた。

攝津能勢郡の銅は、尠くとも足利初世産出を見たことは、後に記す如くであつたが、備前・備中・美作等中國の銅山は足利期に於て、猶經營せられたものゝ如くであつた。永享六年遣明船の幕府船附塔品中に、赤銅但馬國、美作國、備中國、備前國四ヶ國より被仰付至尾路出之とあり、又寛正五年の幕府船附塔品に、銅三十五駄内十駄備中守護進上之、と見える。大乗院寺社雜事記文明十二年十二月廿一日の條に、對明貿易品の利益を述べて、

「西國備前備中に於て銅駄代十貫文也、唐土・明州・雲州に於て之を替へれば四十貫文、五十貫文にな

るもの也、日本一斤五十文或は百文、唐土一貫五百文分にて七百五十文に成る云々とあつて、備中等西國の銅が、多く輸出せられたことを知るのである。是等の銅山が、王朝以來存続したるものか、應永年中發掘にかゝるといふ備中吉岡銅山等に相當するかは、明かでない。<sup>5)</sup>

石見に於ける笹ヶ谷、銅ヶ丸二銅山は此時期に發掘せられた事を傳へてゐるが、長門にも亦銅山あり、此西邊に位置する大内氏と銅との關係は、我が産銅史上重要な點を有するやうである。<sup>6)</sup>寶徳三年十一月の遣明船中大内氏は、島津、大友等の西國守護と並んで、其船一隻を出してゐるが、寛正六年の遣明船には、幕府は、公方様商賣物の不足を補はんが爲めに、銅を購入する經費に充てると稱して、一千貫文を大内教弘から借入したが、以後大内氏の遣明船に對する所與權は甚だ高められ、遣明船は三隻共、大内氏の管内豊前國門司に於て、貨物は同じく博多に於て調達せられた。<sup>7)</sup>以來大内氏の對明貿易に對する優勢と、銅の貿易品としての重要な位置を此處に對比するに止まり、具體的な大内氏管内の産銅及び其支給を細敍し能はざる恨みがあるが、此間の想察は蓋し致へて不當とはいはれぬであらう。大内氏の朝鮮通商と銅との關係は後に觸れるが、文安三年六月には、教弘僧德摸等二十五人を遣し、藏經を請はしめ、此際金磨壘、扇一百本、太刀二十腰等と共に、銅一千六百筋(斤)を贈つてゐる。<sup>8)</sup>足利末、天文十六年の渡唐船法度は、大内氏の規定せるものであつて、其内に

一、公私共、銅荷一駄、前一駄之事

の記載がある。大永の頃、出雲鷺の銅山（簸川郡鵜鷺村）が、採掘せられてをて、博多の商舶、神谷壽貞は年々雲州銅を購入、賣買したと傳へらる。石見邇麻の銀山の開掘は、壽貞、鷺の銅山師三島清右衛門と計り、大工吉岡與三右衛門等を使役し、大永六年三月間歩を通じて多くの銀を得たるに始まるといはれる。<sup>10)</sup>

### 三、攝津探銅所

攝津能勢郡の産銅は、扶桑略記、長暦元年四月十三日の條に「奉幣七社奉獻攝津國貢銅上分」と見ゆるものを初見とする。是は現今、猪名川上流に沿ひ、能勢・川邊・豊島の三郡に跨り、千九百餘の新舊の坑を留める鑛山區の一部なること明かであつて、豊臣氏の時、瓢箪間歩と稱し、石見銀山と併稱せられた多田銀山も亦同脈に位置するものである。<sup>11)</sup>

能勢の産銅地に鎌倉初期、探銅所の設けられてゐたことは、建暦元年七月九日の左辨官下文に明記せられてゐるが、<sup>12)</sup>其設置は長暦元年の發掘と同時にに行はれたであらう。即ち弘安二年七月の左辨官下文に「當所者、去長曆年中被建立以降」とあるによつて、推せられる。探銅所は元來、官營のものであつて、能勢に於ても、其設置と同時に、

以庄田爲係田、以庄民爲係民、因茲庄民雖有募當所威、寄人未有□庄園之號、若不從所勸之時者、雖謂國領庄領、不觸國司庄司、直以本所使、召出其身

とある如く、施行せられたのである。<sup>13)</sup>採銅所の銅は、伊勢兩所大神宮二十年遷宮神寶用途料に充當せらるゝ例であつて、建暦元年七月、豐受大神宮銅三百斤、康永二年七月、伊勢大神宮、同四年四月、豐受大神宮、各熟銅六百斤、金青百兩綠青百兩の進上を命達せられてゐる。<sup>14)</sup>攝津採銅所が、鎌倉初期既に壬生官務家の渡領として委讓せられてゐた事は、建暦二年三月廿二日の御教書の端書に

當局所領攝津國能勢郡採銅所之事、御下知印掌爲張了、同廿四

とあつて、明白である。採銅所には預が補任せられ、當時は大江資重が其所務に在つたが、其任免は宣旨院宣を以てせられたので、建暦六年六月の内給宣旨に、

採銅所預散位大江朝臣資重申 中略 任先例被下宣旨賜院□□預信遠之女子妨附正預、當□字神富寺事

とあり、其副進狀に、正預補任宣旨案一通、と見ゆる如くである。預奉行の下に、公文・倭人・寄人等が置かれ所務に任じたが、彼等の跳梁は漸く採銅所をして、莊園化領地化の勢を示したが如くであつた。弘安二年六月、採銅所拒捍使奏重永の解によれば、公文・源宗範等、倭人寄人等と結び、奉行の命を奉せず、居所を近境に卜居して、所務を懈怠したので、是を檢察せられ、寛元年間國領・諸庄園の彼等を籠置するを禁止せられたが、猶容隠する庄園があつたので、其官裁を請ふてゐる。<sup>15)</sup>

採銅所の官營が、漸時亂衰に向ふた結果は、採銅の事にも影響し、康永二年七月、熟銅六百斤を大神宮遷宮神寶用途料として上進を命せられた際も、僅かに二十五斤一兩を辨進するに過ぎなかつたや

うである。<sup>16)</sup> 採銅所は、官務渡領として、壬生家に委譲せられたが、其司吏の任免、所務の糾察等、院旨、宣旨を以てせられ、<sup>17)</sup> 單なる私領と異なり、一面「供御所」であつたのである。

壬生家は、小槻氏代々官務を帯して、京都四條の南壬生の西に住して、斯く稱せられた。壬生家譜によれば、圓融天皇の時奉親左大史となり、算博士を兼ねて以來、子孫相繼ぎ左大史とし官中の事を行ふたが、二條天皇の時、隆職・廣房互に其職を争ひ、長寛三年五月繪旨を以て五位史は、隆職子孫をして相續し、太政官の文書を務らしめ、算博士は廣房の子孫を以て相續せしめ、かくて二派に分れて長く官務を競望するに至つたといはれる。

採銅所は、元來官務渡領であつた故に、小槻氏の兩家分立以後も、其一家の所領として承繼せらるべきものではなかつた。葛野郡寶幢三昧寺は壬生寺と稱せられるが、弘長二年閏七月、其撞鐘を鑄た際に、「中にも當寺の檀越官務有家殊に志を抽で、採銅所に下知して十六斤六兩の赤銅を贈り云々」と傳へられる。<sup>18)</sup> 有家は隆職四代の孫であるが、足利末、廣房後の時元官務渡領として採銅所を知行せること左の文書に明かである。

官務時元宿禰究貧困迷惑也、除目

□

不合期、採銅所可沽却可被下繪旨

□

望申之、時元實母伯忠富卿妻也、何致良壽以勾當内侍伺申之處、領知沽脚事不可然候上、採銅所者爲官務渡領、希代



之言上甚招其科歟之由被仰之申狀端斗有

徹覽而抛返シマシマス云々<sup>19)</sup>

小槻氏の窮迫甚しき事情は、時元の前代長興の記録に散見する所であり、遂に採銅所沾脚の事を神祇伯忠富妻の縁によつて奏請したが、採銅所は官務渡領なれば希代の言上として、處分を禁止せしめられたのである、而して此採銅所は天正五年に行つて、官務家知行を離れた事、天正十三年五月十五日の官務家知行目録によつて、之を窺ふことが出来る。

官務不知行分

八石 此内本錢三貫文在之、<sup>(年カ)</sup>五十文以前迄は八十石六貫文納所也

攝州能勢郷八年前 替付而より不知行<sup>20)</sup>

此處に問題視せらるべきは、採銅所に於ける産銅の有無であるが、康永年間迄猶若干の採銅あつた事實を知るのみで、其後の事情は明かでない。京都帝國大學所藏の文書中に、四枚を合綴せる記録があつて(最後の二葉は後世のもの)表紙に採銅所と記し、裏面に西郷の分米注文、次葉に採銅所の事實、第三葉に野間分の分米注文を記し、文安二年十二月吉日の註記がある、西郷は、現今、豊能郡宿野村を稱し、野間は同じく野間村を指すこと疑無かるべく、熟れも往古の能勢郡に屬してゐる。而して其採銅所に關する部分は、

山田方  
 奥方  
 鹽山方  
 大町方  
 庄田方

と記し、其上分物に就きては何等の記載も無い。山田・大町・鹽山等の諸氏が、中世多田庄を中心として蟠居せる所謂多田御家人の一黨なることは、明かであつて、彼等は既に採銅所所務に參與してゐたのであらう。<sup>21)</sup> されど、採銅所が當時猶、採銅を存續し上分として貢銅したるか、或は米錢代納の形を以てしたるか、其記載無く、又此文書の所屬も明確ではないから、かの壬生官務家等との關係の如きも不明に屬するのである。然るに、前掲官務家知行目錄に於て、當時不知行分となれる五十年以前（即ち天文の初年）の知行分八十石六貫文中には、攝津能勢郷の知行を含むものと考へ得るが故に、採銅所が米錢の貢分を爲したるものと想像して可なるものゝ如くである。<sup>22)</sup> 米錢貢納を以て、直ちに採銅の廢絶なりとはいへぬが、思ふに足利期に於ける採銅所の産銅は漸次減退せるものゝ如く、<sup>23)</sup> 元龜・天正の諸鑛山發掘時期に當り、此鑛脈は偉大なる更生を見たのであつた。即ち元龜年間多田本間歩より多量に銅を出し、豊臣氏に至り石見銀山と併稱せらるゝに至つた所謂多田銀山の隆盛是であつた。

#### 四、産銅の狀態

中世に於ける銅産の消長は、銅鐘、佛像の鑄造、建築調度の消費等の點からは、其等個々の用量は決して僅少なならずとはいへ、素より全貌を見るに足らず、寧ろ外國貿易に占むる銅の位置が之を窺知すべき資料たり得るのでないかと思ふ。

我が中世の前半期に於ける對支貿易、即ち宋元との通商には、金、水銀等の輸出少からざるに對して、銅の記録は割合乏しきものゝ如く、足利時代に至つても義滿・義持時代前期の對明貿易には未だ其事情は明かでない。寶徳三年十一月の遣明船に十五萬四千五百斤、寛正五年七月のものには幕府船附塔のみにて三十五駄、最後の天文八年四月のものは、實に廿九萬八千五百斤に達した。此銅輸出の激増は、他に多くの事情を顧慮せらるゝであらうが、足利末期に於ける銅山の開掘が先、容易に考察せらるゝ處である。而して此事情を稍々細叙するに足るべき史料を有する朝鮮通商に於て見よう。

當時朝鮮に銅産の無かつた事は、世宗廿七年十月、(文安二年)銅錢が多く日本に流出し、鑄貨問題の生じた時、季甸の議に、「特患銅之異國所産難繼之物」といひ、「銅非本土所産云々」と述べ、卅二年十二月(寶徳二年)薩摩の島津忠國が春谷等を遣し、白銀以下の物を請ふた時「銀及銅鐵非本國所産」といひ、成宗十五年四月宗貞國の銅錢一萬緡を請ふたに應へて、「且銅本非本國所産」といつたに徴し明白である。<sup>24)</sup>幕府及び諸大名、對島の宋氏等から其使船等と共に貨物が送られ、此等は世宗初年頃からは所謂三浦倭館及び京中に轉漕して貿易せられた。日本より舶載せらるゝ貨物も次第に激増し、銅鐵、

丹木等は半を留浦せしめ、唯幕府及び大内氏の使臣のみ京に輸し貿易せしめてゐたが、世宗廿九年十一月（文安四年）には議政府・啓府・戶曹・禮曹と議商し、之が對策を講ずる所があつた。<sup>25)</sup> 即ち當時日本より舶載せらるゝ物貨甚しく、之を縱令二分し乃至三分の一量に減じて三浦に留置しても、京中に轉輸するもの二千餘駄を下らずとし、以後は丹木・銅鐵等負重の物は留浦せしめ私貿易を禁じ、倭館の公貿易に准じて價を官給し以て財貨の流出及民弊を除かんとした。<sup>26)</sup> 丹木・銅鐵等の重要貿易品が私貿易を禁せられた事は、日本商賈にとつては大打擊で、翌年三月、大内氏の使者が禮曹に至つて、

然前此公貿易一匹紬、銅鐵至十斤、私貿易則或五六斤、今皆公貿易而又不如舊例、雜物皆例、以下品尤爲痛悶

と述べてゐる。<sup>27)</sup> 同年五月幕府の書契を持って渡鮮した文溪正祐等は、上京人數二十人を以て規定せられ、丹木・銅鐵は留浦を命せられたるに拘はらず、六月六十人を以て銅鐵以下を京に轉輸したことがあつた。世宗の崩するや、我が弔問使として幕府から派遣せられた景楞等二十五人は、我が寶徳二年三月京城に到着したが此時將來した多量の銅を官司では官給價格を以てする看品貿易たらしめんとするや、「今、我賣來銅、若皆官貿易則當在浦所而貿易矣、何必來京」とて反對し、「但吾死賣來之物、過半爲大臣之物、若未得私換則必生怨怒、故言之耳」として私貿易を強請したのである。<sup>28)</sup> 世祖二年六月（長祿元年）京城に到つた幕府使臣と共にせる船主道幸は、書を禮曹に送つて、都下の商人賤買を欲し、其本を損し利を失ふ患を述べ、有司の均平の價を用ひしめらるゝ事を請ふたが、禮曹は綿紬一匹、價

鐵鐵四斤、銅鐵、蘇木十一斤は既定の價格として、之に従はしめた。此際、價格の低廉の爲め、一時善浦に於ける滯貨銅二萬一千二百斤、丹木一萬一千斤、鐵五千九百斤に達せりといへば、當時使船の舶載した其量も略々察するに難くない。<sup>29)</sup>

銅が日鮮貿易に於て占むる位置は、以上によつて略々明かであらう。而して中宗の初年銅鐵五斤半は緜布一匹半に折價して公貿易せしめた。明應九年盛種の送りし銅鐵、十一萬五千餘斤に達したので之を擧げて貿易することを待ず三分の一を處置するに止めた。文龜二年に至り、其殘量を貿易せんことを請ふたが、朝鮮政府は、將來の過弊を慮り、價を減じて、銅五斤を以て緜布一匹に改定し、三分の一を許可せんとしたが、之を拒否して歸國し、永正三年再度請ふて、給價再び前回の如くなるを以て歸國し、同五年八月三度眞勝を遣り明應の受價を固請して已まず、彼政府は「銅鐵於國用不緊、且國法已定、不可輕改。」とて聽さず、眞勝遂に之に従つて價を受けて歸國した。<sup>30)</sup>翌々、永正七年即ち中宗五年には三浦亂(又庚午之變)を惹起し、三浦時代の富山浦、鹽浦の兩倭館は撤廢せられたが、幹旋の結果、對馬との舊交を回復せられ、中宗七年壬申條約の成立により、三浦に於ける邦人の居住を嚴禁して、善浦倭館のみ復歸せらるゝこととなり、倭使の來到する所は只一箇所に限らるゝに至つた。其結果は一時彼我貿易の不振となり、銅鐵の輸入減少し、其價格も騰起したやうであるが、三浦亂後數年を出でずして、銅鐵の朝鮮に流入するもの甚しきを加へた事は中宗九年十一月戊辰の左の記事に

より窺はれる。

圻諫啓前事憲府啓曰、慶尙道兵使尹熙斗弛啓、銅鐵貿易之人、潛往如德島與倭人交販、而邊將不禁、請推右道水使及安骨浦萬戶庚午年倭變後、銅鐵甚貴、傘於市肆銅鐵之多、無於古此必與倭奴潛相來與販而然也

朝鮮に於ては、庚午の亂を機會とし、大に日本人の渡來に對して制限を加へたるのみならず、倭人が朝聘と稱して近境諸島に來泊し、剽竊を逞ふするを恐れ、對馬より齋浦へ來る船舶は其航路を直行する外、一切他處へ立寄ることを許さず、犯すものは賊を以て論ずることにした。<sup>31)</sup>斯かる間に猶、銅の潛かに彼に流入すること、「無於古」と稱せられた。中宗十年三月（永正十二年）幕府、船隻加定宗武臣復爵（庚午の亂に其職を奪はれた）新創寺助縁と共に、「卒下人私賣銅鐵貿易事」を請ふて、許された。<sup>32)</sup>

#### 四、結 語

中世に於ける産銅の事情は、猶今後の研究に俟つべきものが多いが、思ふに中世前半に於けるそれは、素より王朝の前期に比し著しく減少せりとは論斷し能はざるも、久しく活潑ならざる實情にあつたであらう。此停滯せる状態は、足利後半次第に隆盛を見るに至つたのであらう。かゝる轉機には、諸國守護大名なる異狀なる財源への探索が尠からず寄與したであらうし、同時に近世初期諸鑛山の勃興の一の前駆をなすものであつた。日鮮貿易に於ける銅の輸出が、幾多の曲折ありしに拘はらず、増加の跡を想察し得、殊に三浦亂後の嚴檢の間を潛りて、其額寧ろ前代に越ゆるの状態は、對明貿易に

於けると其軌を一にするものではなからうか。西方に鎮せる大内氏が、比類無き富強の事實に就てはかの銀山の盛行が餘りにも多く唱道せらるゝに比し、西國と銅山而して銅山と大内氏との關係は、單に其外國貿易を知るのみで、多くの顧慮が拂はれぬやうに思はれる。足利末期は産銅史の一時期を劃するものであり、かの文龜、永正頃、銅屋新左衛門なるもの攝津國多田山下村の製鍊所を創設し、銅冶金學上一大貢獻ともいふべき山下吹法を發明したと傳へらるゝも、又斯かゝる時期に顯はるべき一の進歩であつた。天文前後は本邦金銀史上の展開期なりと考へられるのであるが、此と相遠からざる時代に於て銅の新時代も亦兆したりと考へられる。蓋し、是も亦同時に、中世末期が意味する近世産業史の黎明期に顯はれた一の事象に他ならぬであらう。

註1、日本鑛業誌 一六頁

柴謙太郎氏 日本に於ける鑛山業の發達 經濟大辭書 一〇三八頁。

柳田國男氏 日本産銅史略 國家學會雜誌第十七卷二〇〇、二〇一號、第十八卷二〇六號 は、日本産銅史を叙して最も詳しく、中世に關して以上の外、銅鑛其他の銅料使用狀態より、對明貿易に及んで産銅の考察を進められてゐる。

2、拙稿 王朝時代貨幣史の研究 經濟史研究十一、十二。

3、桑扶略記 延久二年四月十二日條 國史大系本八一六。

4、戊子入明記、同書に此外山名殿兵部少輔殿無沙汰云々、とあり、兵部少輔は山名教之にして始め伯耆守護、嘉吉元年閏九月赤松氏を滅し備前を併す、(齋藤基恒日記)以て、幕府が作備の銅を沙汰せしめたのが分る。

5、元慶元年の發掘による美作國、加夫良和利山は眞島郡高田村、比智奈井山は眞庭郡小童谷村ヒゴヤなりといふ。新訂作陽誌に吉田郡

嵯峨谷に銅鑛存すといひ、(卷一、吉野郡山川部)吉野郡金山に往古銅山あり、此谷奥上村に銀鑛あつて慶長の頃迄銀を出すと  
いひ、(卷七、吉野郡大野保川上村)又同郡に所々銅山跡あつて鐵銅とも産し、慶長九年の頃は金山分として免定分れたりと傳ふ  
(卷八、銅山跡)

6、海東諸國記に備中、丹後の銅産を記すと共に、長門州 産銅及刀鐵、とある。

7、三浦博士、日明貿易の發展について 史林十二ノ一、二。

8、世宗實錄、二十八年六月壬子條。

9、海事資料叢書卷一、渡唐船法度條々。

10、銀山通用字錄、銀山舊記、共に同じ。

11、文久元年極月の四柱親鉉調査書は、川邊、能勢、豐島三郡(現今川邊、豐能二郡)七十二箇村に涉れる多田の鑛脈を叙してゐる。

東大寺縁起には天平十四年十一月、多田國崎村奇妙山の鑛銅を以て處舍那大佛を鑄造すと傳へ、(川邊郡)多田に傳ふる記録には源滿仲  
の時天祿元年より銀銅を採るを述べ(多田五代記、に黄金とす)てゐる。此鑛脈の尠くとも或る部の私採は、長曆以前に行はれ  
てゐたのであらう。(大阪府誌三編、鑛業誌参照。)

12、壬生文書 新寫古文書。

13、續左丞抄 第一、弘安二年七月廿六日 左辨官下文 國史大系本ノ一三九。

14、續左丞抄 第一、康永二年七月日 左辨官下文。

康永四年四月日 左辨官下文、國本、一三八七—八八。

15、註(13)

16、續左丞抄 第一、行事所請取 採銅所銅事、國本一三八八。

17、建武三年九月採銅所の異亂に對し、院宣を以て停止せられた。(藤川清七氏藏文書、建武三年九月十七日 隆隆奉院宣)

18、壬生寺縁起上、第九 當時撞鐘を鑄る事。



19、京都帝國大學所藏 壬生文書、四九三、某所藏。

20、同 五五六。

21、同 狩野蒐集文書 五五七。

多田院文書、多田院御家人覺(多田院御座候舊記寫、一應安元年の註記あるものを元祿十五年に寫せるもの)に山田左衛門入道、大町太郎左衛門等の名見え、又元祿十年丑二月十七日攝津國多田院御家人由緒書に、「御家人之内鹽川伯耆」とある、能勢郡の地たる片山城(西鄉村片山)應仁年中鹽山肥前守源景信の築きしもの、山邊城(積根莊村山邊)天文年中大町右衛門尉平宗長の居城なりしと傳へらる。

此西郷は後宇多院御領目錄に攝津國宿野莊二位局領と見え、野間は東寺百合文書に攝津國野間莊とあり、應永の末年頃東寺領たりしことを知る、此文書に印せる花押は、當時攝津守護たりし細川氏の黨に類するものと思はれるが、注進者たる代官と壬生家以下の本所との關係は不明である。

22、探銅所の文書と假合綴の表紙に金山納帳長祿正表紙共六枚と註せる文書があり、文中安養寺、光明寺等の年貢上済在り、是等が攝陽辯談に記す多田莊、安養寺(川邊郡上野村)光明寺(同郡北田原村大井地)等に相當するものとすれば、攝津探銅所に關するものと思はれるが、素より明かでない。此文書は總て米錢納と其納濟者を記してゐる。(狩野蒐集文書五五六)。

23、海東諸國記には備中、丹後、長門の銅、陸奥、出羽の金、伊勢の水銀、下野、筑前、薩摩の硫黃を記し、足利期に於ける特に對明貿易重要鑛物の主産地を擧げて略々誤無い。是には攝津の名見え、文龜、永正期に銅屋新左衛門が、攝津多田山下村に鑛鍊所を創設したと傳へらるゝのは、該鑛脈の銅發掘を察せしめぬものではないが、一は銅主産地たる中國西國と、其國內並に對外取引の中心地たる堺、京都、奈良等の都市とを繋ぐ適當な位置によるものではなからうか。

24、世宗實錄 二十七年十月壬子條、卅二年十二月甲辰條、成宗 實錄癸卯四月乙丑條。

25、世宗實錄 二十七年四月甲寅條。

26、同 二十九年十一月乙卯條。

27、同 三十年三月丁酉條。

文中、銅鐵といふは銅と鐵の意にあらすして銅をいふ、實錄に、銅鐵鑛鐵といひ、又單に銅鐵と稱し、銅鐵價鑛鐵價等といふも鐵を併せいふのでない。以下引所同じ。

28、景宗實錄 庚午三月乙酉、同月戊辰條。

29、世祖實錄 丁丑六月壬寅條。

30、中宗實錄 戊辰八月朔條。

文中見ゆる盛種、貞勝何人が明かでない。大内、島津、宗氏等系譜に見えず、盛種は大内持盛の曾孫盛幸の子盛重にあらざるか。

31、小田省吾氏 李氏朝鮮時代に於ける倭館の變遷（朝鮮支那文化の研究）

32、中宗實錄 十年三月甲戌條。